

商店街めぐり 第2回

三軒茶屋 商店街 振興組合



イベント紹介



● 真夏の路上芸術祭
(7月14日📅)



● 阿波踊り・綱引き大会
(8月25日📅・26日📅)



● クリスマス音楽祭
(12月22日📅)

2019年 新春対談

君付 真 世田谷税務署長と師岡 孝 世田谷法人会長

かわら版 ・職場のルールとマナー (Part 26)

・プロが教える おさえたいおきたい撮影のコツ (第23回)

QRコードを12頁に掲載しました。ホームページも是非ご覧ください。

題字：鈴木善行 (青韻)



2019年



世田谷法人会
会長 師岡 孝



明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

今年は5月から新しい年号になることもあり、特別企画として君付署長と師岡会長との新春対談を企画させていただきました。本日はよろしくお願い致します。

白数広報委員長：最初に、広報紙「けやき」10月号では君付署長のご紹介を掲載させていただいておりますので、ここでは署長のプライベートな面も含めた自己紹介からお願いしたいと思います。

君付署長：そうですね、趣味といえば読書ですかね。幸いこの庁舎の1階に図書館があるので、お昼休みなどにはよく利用しています。地元でも図書館ごとに少しずつ置いてある本

が違うので、図書館巡りなどもしています。

それとスポーツ的には署内のジョギングサークルに所属して、5～6年前に王子にいた時に走り始めて普段土日も地元の荒川河川敷を走るようにしています。そして、そのサークルでせっかく走るなら大会にも参加しようということになり、何回かハーフマラソンにも参加しているんです。

白数広報委員長：それなら世田谷246のハーフマラソンはいかがですか？

君付署長：ここに来てから知ったので、残念ですが気づいた時には申し込みが終わっていました。今走りたいのは、東京マラソンとアクアラインと世田谷246なのですが、なかなか抽選に当たらないんです。

それと、毎年12月に立川昭和記念公園で東京国税局管内の税務署対抗の駅伝大会があるんです。1チーム4名（1人5キロ。4人で20キロ走る）で、今年も世田谷からは4チーム参加予定なんです。毎回84署で300チーム以上の参加があり、実は当日大会が終わる3時以降は応援組も含めて立川駅周辺は署の職員だらけなんです。

白数広報委員長：それは、その後のお疲れ様会が大変なことになってそうですね！

そこで、それに関連して師岡会長もお好きなお酒のお話もお聞きしてみたいと思います。

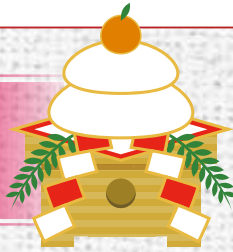


世田谷法人会広報委員会
委員長 白数 数人

目次

- 2019年 新春対談 2
- 商店街めぐり (第2回) 「三軒茶屋商店街振興組合」 3
- かわら版 10
- 世田谷法人会の主な行事予定 2
- 法人会活動だより 8
- 平成31年度税制改正に関する提言 4
- 編集後記 11
- 平成30年度納税表彰式 6
- 間違い探しクイズ 12

新春対談



君付署長：査察にいた時はよく呑みましたね。どんなに遅くなくても反省会と称して呑んでました。

また、沖縄国税事務所の時が私の人生で一番呑んでたと思います。単身で赴任してましたので、一人で呑みに行くとか呑兵衛みたいに思われそうなので、必ず後輩などを誘っていたところ、10月くらいに、君付さんそろそろお一人で行ってもらえませんか、自分たちも家庭があるのでと言われてしまったんです。仕方がないので勇気を出して一人で小料理屋などのカウンターで呑んでいると、同じような単身の方と知り合えて、それもまた楽しくなり結構はまりました。

師岡会長：私もそのようなお店で呑むのは好きですので、署長のお気持ちは良くわかります。

ところで、署長は沖縄の他にも遠くに行かれたことはあるんですか？

君付署長：あとは高松国税局ですね。この場合は、今週は徳島に5日間行きます、次の週は高知に5日間行きますという出張が多くてですね、東京にいとそのような出張はたまにしかないので楽しいのですが、これが毎週続くと結構大変で苦労した経験がありました。

師岡会長：ここ世田谷に来られる方は、わりと沖縄に行ったことがある方とか、沖縄から赴任された方とかが多くて、皆さん楽しい話が多かったので地方局のそのような大変さはあまりお聞きしませんでしたね。

君付署長：沖縄との行き来が多いのはですね、沖縄だけは管轄が東京中心の東日本ブロックに属しているからなんです。

その理由は、沖縄が返還されたときに国税のシステムを指導したのが東京だからと聞いています。

師岡会長：色々楽しいお話をお聞かせいただきましたが、この辺で今年の消費税10%の件についても話をお聞きしておかなければいけませんよね。

大体テレビで取り上げるのは消費者側の話が多いのですが、私たちは企業側からの問題点を至急で考えていかないと困るのではないかと考えています。軽減税率の処理やその先の「インボイス」(税額証明)の話など問題点が山積みだと思



世田谷税務署
署長 君付 真

っています。

たまたま、広報誌の「けやき」で地元商店街を取り上げるための取材を行っていますので、その時に署と連携して、それに関連するお話をさせてもらう機会をアピールしてはと思うのですがいかがでしょうか？

君付署長：私共も是非お願いしたいと思っています。本当に今年の10月からですので早急な対応が必要と考えております。商店街の小売店さんへも、周知広報が必要だと思いますので、商店街単位で勉強会として講師を派遣させていただきますので、仲間内でしたら具体的に質問等しやすいのではないかと考えています。

師岡会長：この先を考えた場合、すぐではないですが「インボイス」(税額証明)が出せないと大手得意先と仕事ができなくなる可能性も出てきてしまうかもしれませんよね。本当にこれからが大変だと思いますので、今後よろしくお願い致します。

君付署長：こちらこそよろしくお願ひ致します。

白数広報委員長：君付署長、並びに師岡会長、本日はお忙しいところお時間をいただき誠にありがとうございました。

新年にあたり楽しいお話、有意義なお話が聞けましたこと、広報委員長としてお礼申し上げます。

本日は本当にありがとうございました。

世田谷法人会の 主な 行事予定

詳しい内容はホームページをご覧ください
URL <http://setagaya.or.jp>

月	日(曜日)	行事名	時間	場所
1	17(木)	決算法人説明会	13:30~16:00	世田谷税務署
	18(金)	新設法人説明会	13:30~16:00	世田谷税務署
		税務記帳個別指導相談	10:00~16:00	世田谷法人会 会議室
23(水)	新年の集い		17:00~	銀座アスター三軒茶屋賓館
2	10(日)	太子堂子どもマラソン大会	13:30~	太子堂小学校
	22(金)	第30回ビジネス交流会	18:30~	三茶しゃれなあとホール オリオン
3	1(金)	税務記帳個別指導相談	10:00~16:00	世田谷法人会 会議室
	15(金)	税務記帳個別指導相談	10:00~16:00	世田谷法人会 会議室
	26(火)	決算法人説明会	13:30~16:00	三茶しゃれなあとホール オリオン

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」まとまる

財政健全化目標の早期達成と、 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」が、9月20日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、バラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によ

て可能な限り抑制しないと、社会保障制度が立ち行かなくなる。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○「行革の徹底」が消費税引き上げの前提となった経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を強く求める。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

○軽減税率を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○法人実効税率は平成28年度税制改正で「20%台」が実現し、今年度は29.74%となっている。トランプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
 - ・事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ・平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を

緩和するなど配慮すべきである。

- ②特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III 地方のあり方

○国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

○「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり、真の地方活性化につながらない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

○地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけではなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

IV 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法学会連合会 —

平成30年度 納税表彰式

世田谷税務署長感謝状
鎌田 真司 氏
(株)ディートウレ



世田谷税務署長表彰
鈴木 和子 氏
(株)誠和設計事務所



平成30年度 世田谷税務署長表彰 受賞者

世田谷税務署長感謝状
小池 淑子 氏
(株)ビィバイビィ



世田谷税務署長表彰
本巢 好子 氏
(有)ゆうホーム



11月21日「オークラレストラン・スカイキャット」において、「平成30年度世田谷税務署納税表彰式」が行われました。君付税務署長により、適正な申告納税制度の確立と納税道義の高揚に尽力された方々が表彰されました。当会員では、3名の表彰状と3名の感謝状が贈られた他、税に関する絵はがきコンクール3名の入賞者への賞状授与が行われました。

世田谷税務署長感謝状
坂野 修崇 氏
太平建設(株)



世田谷税務署長表彰
山崎 充 氏
(株)金冠堂



平成30年度 世田谷税務署長感謝状 受賞者

世田谷区長賞
石田 朔太郎 さん
世田谷区立松丘小学校六年生



税に関する 絵はがき コンクール

世田谷都税事務所長賞
山崎 奈々 さん
世田谷区立多聞小学校六年生



世田谷税務署長賞
糟谷 理帆 さん
世田谷区立明正小学校六年生



平成30年度「税に関する絵はがきコンクール」入賞者



初めまして「三軒茶屋商店街振興組合」です。

理事長よりご挨拶

三軒茶屋商店街振興組合
理事長
林 福子

世田谷で初めての女性理事長として、ご活躍しておられる林理事長に、商店街の現状をお伺いしました。

当商店街は高齢化に伴い、後継者も少なく、テナントに貸すオーナーが多いのが現状で、飲食店・チェーン店が増えてまいりました。新規で出店する店舗の中には商店街に加盟しないお店も少なくないため、加入促進事業

を行っております。

例年のイベントとしましては、夏祭りでは30年以上の歴史を誇る阿波踊り大会、秋の三茶de大道芸、冬のクリスマス音楽祭などを開催しております。

防犯対策・環境整備としましては、商店街各所に防犯カメラを設置し安全向上に努めると共に、2010年には全ての街路灯をLED電球に変え、節電を行っております。

現在は理事の人数も少なくなってきておりますが、当振興組合の会員・女性部の皆様のご協力を頂きながら、明るい商店街として発展させてまいりたいと思っております。



インスタ映えスポットで〜す。

日本大学
危機管理学部・
スポーツ科学部
(住所:下馬3-34-1)



三軒茶屋キャンパスは、建物が2棟あり、1号館は教室、事務室、食堂のほか、体育館に相当するアリーナ、プール、体操場、柔道場、剣道場、相撲場、トレーニングルームなどの体育施設を配置しています。道を挟んだ2号館は、図書館の機能を有するほか、ラーニングcommonsを配置しています。さまざまな防災機能を有したキャンパスです。

白龍山
正蓮寺
(住所:三軒茶屋1-10-11)



浄土真宗西本願寺派で、寛永元年(1624年)、芝白金村に建立される。開基は白金の長者といわれた子孫の柳下重太夫といい、開山は僧長圓という。明治42年に現在地に移転する。



● 今と昔 ●

三軒茶屋商店街振興組合

三軒茶屋商店街振興組合は平成2年に設立されました。当初、栄通り商店街商睦会という商店街の親睦会として発足し、今でも栄通り商店街という名で親しまれています。

以前は、明治薬科大学や日大農獣医学部があり、学生で賑わっていた街でもあります。

また、近くには都営住宅があり、人通りの多い商店街です。毎日午後4時から6時まで歩行者天国になり、安心して買い物ができるようになっています。



昭和40年代頃



現在

平成30年度 税に関する 絵はがきコンクール

このコンクールは、税金は毎日の生活でどのように役立っているかを小学生の皆さんに知ってもらい、理解と関心を深めていくために実施しています。

今年度の応募数は、世田谷エリアの小学校17校からご協力、ご応募をいただきました。応募数は、昨年を上回る849作品でした。

作品は、毎年「力作」が数多く揃い、大変難しい審査となりました。



会長賞

砧小学校 6年生 たけうち まりん 竹内 万縷さん



世田谷税務署長賞

明正小学校 6年生 糟合 理帆さん



都税事務所長賞

多聞小学校 6年生 やまさき なな 山崎 奈々さん



女性部会長賞

松丘小学校 6年生 畑本 直さん



世田谷区長賞

松丘小学校 6年生 石田 朔太朗さん





法人会活動だより

厚生委員会主催 日帰りバスツアー

人気の視察船「新東京丸」と「カップヌードルミュージアム」

厚生委員会委員長 山崎 充

10月5日(金)、毎年恒例の旅行会を今年は日帰りのバスツアーで実施致しました。午前中はくもり、午後は雨の中の旅行会となりました。成城学園前を10時30分頃出発し三軒茶屋を経由して高速に入り、昼食会場の築地市場に向かいました。

渋滞もなく、予定通りお昼前に昼食場所の築地市場「すしざんまい本陣」に到着しました。質のいい大トロ、中トロ、マグロなどが入ったランチを満喫しました。

その後バスで15分程の竹芝栈橋に向かい、視察船「新東京丸」に乗船し13時30分に出航しました。「新東京丸」は東京港の重要な役割を案内するために東京都によって運航されており、遊覧目的の観光船ではありません。

東京港の説明案内を聞かない方は乗船できないという厳しい決まりがあります。船内は大きな丸テーブルにそれを囲むように椅子が設置され、会議室のようになっていて、1時間半の運航の間、ガイドの方がわかりやすく、おもしろおかしく東京湾の橋やそれぞれの埠頭の役割や世界からのコンテナの荷物の内容までも説明されていました。また運航中の私語は禁止となっており、ガイドの方に「そこしゃべらないように」と注意される場面もありました。

「新東京丸」の乗船終了後、バスは次の目的地の横浜に向かい、16時頃、カップヌードルミュージアムに到着しました。ここで「カップヌードルミュージアム」か「海上保安資料館横浜館」のどちらかを選択します。

「海上保安資料館横浜館」は北朝鮮の拿捕(だほ)された工作船などが展示されています。「カップヌードルミュージアム」は大勢の人が入場していっぱいでしたが、マイカップファクトリー、百福(ももふく)シアターなどの体験と見学ができ、ここでも楽しいひと時を過ごすことができました。マイカップファクトリー



新東京丸

カップヌードルミュージアム

ーは自分でオリジナルのカップヌードルを作ることができる工房です。百福シアターは安藤百福が発明したインスタントラーメンが世界的食文化に発展していく様子が表現されています。インスタントラーメンの生みの親、安藤百福の「クリエイティブシンキング=創造的思考」を体感できる博物館で大変いい勉強になりました。

予定通り17時20分に出発し、本日最後の横浜中華街での待ちに待った夕食です。夕食場所は招福門でフカヒレ料理を中心とした広東料理のお店です。フカヒレ入りのコース料理にビール、紹興酒、ワインと、盛りだくさんの酒宴です。師岡会長の味のある挨拶、そして本日の旅行の成功を祈念して乾杯し宴会が始まりました。

今回はマイクの取り合いになるカラオケはなかったですが、美味しいお料理を堪能し、楽しいひと時を過ごしました。夕食終了後、バスは帰路につき21時頃に三軒茶屋に到着しました。おかげ様で事故もなく、2018年公益社団法人世田谷法人会親睦旅行会は無事終了致しました。

参加いただいたたくさんの方々、お疲れさまでした。最後になりましたが、旅行会実施にあたりご協力をいただいた方々、またご寸志をいただいた方々に心から御礼申し上げます。ありがとうございました。



読者の声

- ・仕事をしていて「働くということ」コラムにはハッとしました。時間を大切にします。
- ・駅ごとの街としての成り立ちや特色の特集など

- ・世田谷区には沢山の歴史有る商店街があるが今と昔の写真比較&イベント紹介で明るいイメージを感じました。
- ・商店街めぐりを続けてください。(例)玉電→地下鉄化、246号線の今と昔なども。
- ・商店街めぐりは大変良かったです。是非続けてください。
- ・業界トップに聞く経営戦略講座も楽しみです。続けてください。



職場のルールとマナー

Part 26

広報委員 久松 徹雄

働くということ

今回も働くことの意義について考えてみましょう。

◆働き甲斐とは

「甲斐」とは張り合いとか値打ちを意味します。働き甲斐なら働く張り合い、働く値打ちです。

張り合いにしても値打ちにしても、対象がなければ成立しません。対象とは人間です。その心は「役に立つこと」です。働き甲斐とは、自分以外の人の役に立つことで成り立ちます。働くとは、傍が楽になることです。

仕事をする上で、こんなことが役に立つのだと思いながら働いている人は、当然その仕事が面白くもなく、苦痛であるに違いありません。このような後ろ向きの働き方では仕事の成果も望めません。まして会社としても仕事を任せることもできないでしょう。

◆前向きな気持ちで取り組む

どんな仕事でも積極的に成し遂げようと努力し、勉強する人は、その見返りとして周りから認められ感謝され、こうして人の役に立ったことを実感し、自分の成長をも実感できることでしょう。もちろん、良いことばかりが続くわけではありません。時には失敗し、叱責されることもあるでしょう。しかしそれにめげずに失敗を経験に生かす前向きな気持ちを持つことが肝要です。



◆会社への帰属意識の希薄化

昨今は、会社に対する帰属意識が薄れ、定年まで同じ会社で働き続けようという人は少なくなりました。それだけ個々人の意識の変化が顕著です。この原因は会社というものが、昔のような年功序列型ピラミッド組織ではなく、能力や成績を重視するようになったことにもよります。また右肩上がりの成長でなくなった結果、従業員に成果を強く要求しなくては、会社を維持していくだけの体力がなくなったこともあります。

◆「うちの会社」と言えること

しかし帰属意識が薄れたことは従業員の会社に対するモチベーションが落ちていることを意味していません。もちろん昔ながらにただ会社に来て必要最低限の仕事をしているだけの人もいるでしょうが、会社で自分のできることは何かを探し、提言し、実行していただく能力のある従業員も多くいます。

会社の維持発展は、経営者にとっても従業員にとっても共通の目的です。かつて定年まで勤め上げる保障があるからこそ言えた「うちの会社」という呼称。それは既に崩壊したかもしれません。しかし、共通の目的を共有できる従業員を会社がどれだけ理解し確保するかが、会社にとって、とりわけ中小企業にとって大事なことだといえましょう。

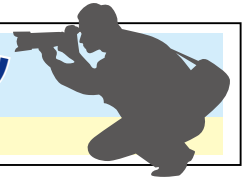
そのような従業員が「うちの会社」と言えるだけの会社にして欲しいものです。



プロが教える

おさえておきたい撮影のコツ

広報委員 中山聖琉



第23回 初日の出の撮り方

明けましておめでとうございます。

年初にあたり「初日の出の撮り方」というタイトルのものと、いろいろと書いてみようと思います。空気が乾燥して、澄み渡っているために太陽や月や星など、天体がきれいです。

そこで今回は最も身近だけど撮りにくい太陽を撮ってみましょう。でも日中の太陽はあまり面白くなく、やはり感動的なのは、日の出か日の入りでしょう。地平線沿いの太陽の光量は、日中のそれとは随分低いとはいえファインダーを直接のぞくのは絶対にやめましょう。濃い目のサングラスをかけて撮るとよいでしょう。

肉眼で見る朝日や夕焼けは、結構大きく見えるものですが、写真に撮ってみるととっても小さいという経験はありませんか?実はそれは目の錯覚であり、地上に比較対象の建物があるから大きく見えたりします。満月が昇ってくる時には大きかったけど、夜中にもう一度見上げると小さく見えるのは、比較対象のものがいないからです。ここは望遠レンズでチャレンジしてみましょう。欲を言えば300～500mmレンズがあるといいでしょう。

そしてできるだけ絞りを絞ります。地上付近の太陽の光量は秒単位で変わっていきますので絞り優先モードがお勧めです。なぜ絞り込むかというと全自動(フルオート)モードで撮影すると太陽がキラキラと映る可能性があるためです。ここはせっかくですから、太陽をまん丸く感動的に撮りたいです。しかも建物や富士山などが黒

く落ち込みますので自分でもビックリするくらいに息を飲むような作品になります。

ただし朝焼けや夕焼けの独特なオレンジ色までも落ち込んでしまう可能性がありますので、そのさじ加減を加味して露出をバラしてみましょう。フォトショップなど写真加工ソフトをお持ちの方は念のためにRAWデータ(ローデータ)も併せて撮っておくと安心です。

望遠レンズを使うため、三脚も忘れずに!たとえ明るい太陽を撮るとはいえ、望遠レンズで撮る場合は、ほぼブレてしまいます。できるだけしっかりした三脚を使うことがおススメですが、三脚がない場合は、固定物の上にアングルを工夫しながらカメラを置いて撮影するというテクニックもあります!塀の上など平らなところを探してみてください。その際、カメラを落とさないように、お見事な朝日や夕焼けを撮影できたら、きっと今年は良い一年になること間違いなしです。

本年もよろしく願いいたします。



望遠レンズ使用の絞り優先モード

編集後記

新年あけましておめでとうございます。
今年の干支は「亥(いのしし)」です。皆様にとって、今年一年が干支どおり後戻りすることなく、まっすぐに前進する年となることをお祈りいたします。

そこで、亥年の方の性格を簡単に記したいと思えます。亥年生まれの人の長所は正義感が強く、弱者を助ける優しさと意志の強さから周囲からは信頼されるリーダー的存在と頼られます。逆に短所は、頑固で厳しく自分の考えを曲げないことで威圧的に見られがちなところですが、でも基本的に優しい性格のため騙されやすいのでご注意ください。

また、亥年は大きな災害が起きる年でもあります。過去には関東大震災(1923年)、伊勢湾台風(1959年)、三宅島噴火(1983年)、阪神淡路大震災(1995年)、新潟県中越沖地震(2007年)など、地震、台風、噴火と自然災害が多く発生しています。近年は初夏から秋にかけて、集中豪雨、台風による被害のニュースが頻繁に報じられています。今年も過去をみると大災害の当たり年、皆様、想定外を想定内に考えてより慎重にお過ごしください。

さて、今号は栄通り商店街の紹介です。自分も学生時代の3年間、最寄りの三軒茶屋駅から前回の茶沢通り商店街と同様、よく利用させていただきました。当時はとても学生にやさしいお店が多く、あれから数十年経ちますが、商店街の雰囲気は変わっていないように思います。これからも地域の生活に密着したやさしい商店街であってほしいと思います。

広報委員 山口永倫

新春講演と 世田谷法人会「新年の集い」

- ◆日 時／平成31年1月23日(水)
受付：午後4時30分
開演：午後5時00分
- ◆会 場／銀座アスター三軒茶屋賓館
- ◆新春講演／午後5時00分～午後5時20分
演題：「私の四国遍路」
講師：世田谷税務署長 君付 真氏
- ◆新年の集い／午後5時30分～午後7時30分
- ◆会 費／7,000円
(準備の都合上お早目にお申込みください)
- ◆申込方法／同封の申込書にご記入の上、
FAX もしくはメールで事務局へお申込みください。
事務局 FAX：03 - 3421 - 4226
E-mail：info@setagaya.or.jp



間 違 い 探 し ク イ ズ

間違い全部で5箇所あります。
さあ探してください！



正解者のなかから5名様に「2,000円のクオカード」をプレゼントします。

◆応募要項
同封のFAX応募用紙にご記入の上、FAXしてください。

◆送り先
世田谷法人会 間違い探しクイズ係
FAX 03 (3421) 4226

◆締切り
平成31年2月4日(月)
たくさんのご応募、お待ちしております。

前
号
解
答

たくさんのご応募、ありがとうございました。

世田谷法人会 無料 税務記帳 個別指導相談

- 日 程：第4回 平成31年1月18日第3金曜日
第5回 平成31年3月1日第1金曜日
第6回 平成31年3月15日第3金曜日
- 時 間：(1時間)
10:00 11:00 13:00 14:00 15:00
- 場 所：世田谷区若林 1-15-10
電設会館3階 (事務局会議室)
- 指 導：東京税理士会
世田谷支部所属 税理士
- 問い合わせ・予約：
世田谷法人会事務局
TEL 03(3410)1425

ご利用ください!

「記帳の仕方がよくわからず困っている」「税務の取扱いを確認したい」というような時、法人会を思い出してください。法人会では、毎月専門家により無料相談日を設けて、会員の皆様のご利用をお待ちしております。お気軽にどうぞ。



公益社団法人 世田谷法人会報 第 321 号

平成 31 年 1 月 1 日 発行

- 発行所／公益社団法人 世田谷法人会
世田谷区若林 1-15-10 電設会館3階
TEL 03(3410)1425 FAX 03(3421)4226
URL <http://www.setagaya.or.jp>
E-mail info@setagaya.or.jp
- 編集人／広報委員会
- 発行人／師岡 孝



最新情報はホームページをどうぞ URL <http://www.setagaya.or.jp>